

社団法人半田青年会議所
定款・諸規定等

目 次

1.	定 款	3
	第1章 総 則	3
	第2章 会 員	3
	第3章 役員等	5
	第4章 総 会	6
	第5章 理事会	7
	第6章 例会・室及び委員会	8
	第7章 事務局	9
	第8章 資産及び管理	9
	第9章 定款の変更及び解散	10
	第10章 雑 則	11
	附 則	11
2.	運営規定	12
	第1章 総 則	12
	第2章 役員任務	12
	第3章 例会・委員会並びに出席	12
	第4章 室及び委員会	13
	第5章 褒 賞	14
	第6章 JCニコボックス	14
	附 則	15
3.	会員資格規定	16
	第1章 総 則	16
	第2章 会員の入会	16
	第3章 入会金及び会費の納入	17
	第4章 休 会	17
	第5章 特別会員	17
	附 則	17
4.	役員選任規定	19
	第1章 総 則	19
	第2章 選挙管理委員会	19
	第3章 選挙権	19
	第4章 理事長選挙	20
	第5章 信任投票	21
	第6章 通 知	21
	第7章 選考委員会	21
	第8章 理事の選出	22

第9章	副理事長の選出	23
	第10章 専務理事の選出	23
	第11章 監事の選出	23
	第12章 通知、報告、承認	23
	第13章 役員の補充選任	24
	第14章 細 則	24
	附 則	24
5.	庶務規定	25
	第1章 総 則	25
	第2章 会員預託金制度	25
	第3章 事務局	25
	第4章 会計・経理	26
	第5章 慶弔慰金	26
	第6章 細 則	27
	附 則	27
6.	積立金運営規則	28
	第1章 総 則	28
	第2章 管理・運用	28
	第3章 会 計	29
	第4章 雑 則	29
	附 則	29
7.	基金運営規則	30
	第1章 総 則	30
	第2章 管理・運用	30
	第3章 会 計	31
	第4章 雑 則	31
	附 則	31
	各種積立金における申し合わせ事項	32
	【事務局整備準備金】	32
	【緊急援助支援金】	32
	【OB 会員サービス費】	32
	【青少年事業積立金】	32
8.	ペナルティ規定	33
9.	参考資料	34

社団法人半田青年会議所 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人半田青年会議所 HANDA JUNIOR CHAMBER INCORPORATED) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県半田市御幸町 1 番地 (知多繊維会館内) に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、経済、社会及び文化等の向上を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経済、社会及び文化等に関する研究、改善及び発展に関する事業。
- (2) 青少年及び市民のための慈善、社会奉仕及び社会福祉に関する事業。
- (3) 住みよい街づくりのための環境改善に関する事業。
- (4) 社団法人日本青年会議所、国際青年会議所、国内及び国外の青年会議所並びにその他諸団体との提携に関する事業。
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

(運営の原則)

第5条 この法人は、特定の個人、法人及びその他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. この法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第 2 章 会 員

(会員の種類及び資格)

第6条 この法人の会員は、次の 4 種類とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した原則として半田市及び知多郡に居住又は勤務する満 20 才以上満 40 才未満の品格ある青年。
但し、事業年度中に満 40 才に達する時は、その年度内は正会員の資格を有するものとする。
- (2) 特別会員 満 40 才に達した年の事業年度末まで正会員であった者、及び別に定める規定により理事会で承認された者。
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、理事会で承認された者。
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人又は団体で理事会で承認された者。

(会員の権利)

第7条 この法人の正会員は、本定款に別に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第8条 この法人の会員は、定款その他の規定を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

(入 会)

第9条 正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2. 理事長は、前項の申し込みを受けた時は、別に定める規定により、理事会の承認を得て入会を許可する。

(入会金及び会費等)

第10条 会員は総会において別に定める規定により入会金及び会費を納めなければならない。

2. 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。

(退 会)

第12条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第13条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を汚し、又信用を失わしめるような行為があったとき。
- (2) 定款又は総会の議決を無視する行為があったとき。
- (3) 会費納入義務を著しく履行しないとき。
- (4) 総会又は例会等への出席を著しく怠ったとき。

(権利の喪失)

第14条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既に納入した会費の返還、その他この法人の資産に対して何らの請求をすることができない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以上4人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 13人以上23人以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
- (5) 監事 2人以内

(役員の資格及び選任)

第16条 役員は、この法人の正会員であることを要し総会において選任する。

2. 役員の選任方法については、別に規定で定める。
3. 理事のうち、同一の親族、特定企業の関係者又は所管する官庁の出身者(現職を含む。)が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
4. 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
5. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第17条 理事長はこの法人を代表し、所務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順位に従いその職務を代行する。
3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務を司どる。
4. 理事は、理事会を構成し所務を執行する。
5. 監事は、民法第59条に定める職務を行う。
6. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は、毎年1月1日から、12月31日までとし、再任を妨げない。

2. 期の半ばに選任された役員の任期は、選任された日から12月31日までとする。
3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の辞任及び解任)

第19条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2. 役員が、次の各号の1に該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決をもってその役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。
 - (2) 職務上の著しい義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(直前理事長)

第20条 この法人には、直前理事長を置く。

2. 直前理事長は、前年度の理事長をもってあてる。
3. 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(顧問及び相談役)

第21条 この法人に、顧問及び相談役を若干人置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じて意見を述べ又は総会及び理事会に出席して意見を述べる
ことができる。

第4章 総会

(総会の構成)

第22条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第23条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の開催)

第24条 定時総会は、毎年1月及び12月に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会が総会の開催の必要を議決したとき。
 - (3) 監事が民法59条第4号の規定に基づき必要と認めたとき。
 - (4) 総正会員の5分の1以上の者から、会議の目的である事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号から第4号までに規定する場合にあっては、その議決又は請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会の招集は、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の10日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選任する。

(総会の議決)

第27条 総会は、総正会員の3分の2以上の出席により成立する。

2. 総会の議事はこの定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもってこれを決し、この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。
3. 可否同数の場合は、議長の決するところによる。
4. やむを得ない理由のために総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものと見なす。

(表決権)

第28条 正会員はそれぞれ1個の表決権を有する。

(総会の議決事項)

第29条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更。
- (2) 事業報告及び収支決算の承認。
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項。

(総会の議決事項の通知)

第30条 理事長は、総会の終了後、遅滞なくその議決事項を会員に書面で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及びその会議において選任された出席正会員2人以上が、これに署名押印するものとする。
 - (1) 会議の日時及び場所。
 - (2) 正会員の現在数。
 - (3) 会議に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項。
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨。
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 理事会

(理事会の構成)

第32条 この法人の理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の種類)

第33条 この法人の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

(理事会の招集)

第34条 定例理事会は、毎月1回理事長が招集する。

2. 臨時理事会は、次の各号の1に該当する場合に理事長が招集する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上の者から、会議の目的である事項を示して請求があったとき。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会は理事の3分の2以上の出席により成立する。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもってこれを決し、この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。
3. 可否同数のときは、議長の決するところによる。

その議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもってこれを決する。

(理事会の議決事項)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 所務の執行に関する事項。
- (2) 総会に提出する議案。
- (3) 総会から委任された事項。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(規定の準用)

第38条 第28条及び第31条の規定は、理事会にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「正会員」とあるのは「理事」と、「総会」とあるのは「理事会」と、「出席正会員」とあるのは「出席理事」と、「数(書面表決者及び表決委任者を含む。)」とあるのは「氏名」と読み替えるものとする。

第6章 例会・室及び委員会

(例会)

第39条 例会は、原則として毎月1回以上開催する。

2. 例会の運営は、事業計画に基づき理事会でこれを定める。
3. 例会は、主として正会員をもって構成する。

(室及び委員会の設置)

第40条 この法人は、その目的達成に必要な事項を調査、審議及び実施するために室及び委員会を置く。

(室の構成等)

第41条 室は、3室以上5室以内とし、各室とも室長を1人置き、委員会を若干設置する。

2. 室長は、理事長が理事のうちから理事会の承認を得て任命する。

3. 室長は、室を総括する。

4. 室の運営は、事前計画に基づき理事会でこれを定める。

(委員会の構成等)

第42条 委員会は、委員長1人、副委員長及び委員若干人をもって構成する。

2. 委員長は、理事のうちから理事会の承認を得て、理事長がこれを任命する。

3. 副委員長及び委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て、理事長がこれを任命する。

4. 委員会の運営は、事業計画に基づき理事会でこれを定める。

第7章 事務局

(事務局)

第43条 この法人は、その事務を処理するために、事務局を置く。

2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

第8章 資産及び管理

(会計年度)

第44条 この法人の会計年度は、毎年1月1日から、12月31日までとする。

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 入会金

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第46条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2. 資産の管理方法は、理事会の議決を得て理事長がこれを定める。

(経費の支弁等)

第47条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰越すものとする。

(長期借入金)

第47条の2 この法人が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が1年未満の借入れを除き、総会の議決を得て、愛知県知事へ届け出なければならない。

(会計書類等)

第48条 理事長は、毎事業年度終了とともに次の書類を作成し、定時総会開催日の7日前までに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 会計報告書(収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録)

2. 監事は前項の書類を受領したときは、これを厳正に監査して意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。
3. 理事長は、前項の意見書を添えて第1項記載の書類を定時総会に提出し、その承認を得なければならない。
4. 理事長は、定時総会の開催日の3日前までに、第1項記載の書類を事務局に備え付けておかなければならない。
5. 理事長は、年度終了後2月以内に、第1項記載の書類を愛知県知事に提出しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総正会員の4分の3以上の議決を得、かつ、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。

2. この定款に変更のあった場合は、変更部分を明示して、速やかに社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

(解散)

第50条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散をする場合は、総正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が解散するときに存する残余財産は、総会において総正会員の4分の3以上の議決を得、かつ、愛知県知事の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ公益法人その他の団体に寄付するものとする。

(清算人)

第52条 この法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

2. 清算人は、就任の日から速やかに清算事務を処理し、愛知県知事に届出なければならない。

第10章 雑 則

(関係書類の備え付け)

第53条 この法人は、常に次に掲げる書類及び帳簿を事務局に備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 許可、認可及び登記に関する書類
- (7) 会議の議事に関する書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、一般の閲覧に供し、かつ、インターネットにより公開するものとする。

(関係書類の閲覧)

第54条 会員は、前条第1項第1号から第8号に掲げる書類をいつでも閲覧することができる。

2. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由のないかぎり、これを拒んではならない。

(規則等)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上、必要な規則、諸規定等は、理事会の承認を得て理事長が別にこれを定める。

附 則

1. この法人の設立により、半田青年会議所の会員及び一切の資産はこの法人が承継する。
2. この法人設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
3. この法人設立当初の会計年度は、第44条の規定にかかわらず設立許可の日に始まり昭和54年12月31日に終わるものとする。
4. この法人設立当初の役員の任期は、第18条の規定にかかわらず、設立許可の日に始まり昭和54年12月31日に終わるものとする。
5. この法人設立当初の役員は、第16条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。
6. この定款は愛知県知事の認可のあった日から施行する。
7. この定款の変更は愛知県知事の認可があった日から施行する。平成11年8月24日改正
8. この定款の変更は、平成16年1月1日から施行する。

社団法人半田青年会議所 運営規定

第1章 総則

第1条 社団法人半田青年会議所（以下「本会議所」という）の運営についての細則は、本規定の定めるところによる。

第2章 役員任務

（役員の仕事）

第2条 理事は、理事会を構成し、本会議所の目的達成の為の事業を企画、検討し、かつ、その成果を確認し、議事録並びに関係書類を作成し、理事長に提出しなければならない。

第3章 例会・委員会並びに出席

（例会・委員会）

第3条 定款第39条に定める例会は、原則として毎月第3火曜日18時30分から21時まで開催する。

2. 定款第40条に定める委員会は、原則として毎月最終火曜日に開催する。

（出席）

第4条 正会員は、総会、例会、並びに委員会に出席する義務を有する。

- (1) 例会、委員会にそれぞれ年間60%以上出席しなければならない。
- (2) 例会毎に、正会員の出席率を発表しなければならない。
- (3) 出席率の計算は次の算式による。

$$\text{例会出席率} = \frac{\text{出席した総会・例会回数} + \text{第5条の各号}}{\text{総会} + \text{例会開催数}}$$

$$\text{委員会出席率} = \frac{\text{出席した委員会回数} + \text{公開委員会} + \text{第5条の各号}}{\text{委員会開催数}}$$

- (4) 定款第27条2.に定める書面による表決及び表決の委任は、(3)の出席した総会・例会回数に数えることはできない。
- (5) すべての会合において、欠席、遅刻、早退する場合は、必ずあらかじめ届け出なければならない。なお、総会・例会の欠席・公欠には、欠席・公欠届けをもって届け出る必要がある。
- (6) 会員は、会合に出席する際には、J Cバッチを着用しなければならない。

（会合）

第5条 例会、委員会出席率の算式において、前条の(1)に満たないものは次の各号の会合もメーキャップとして算入することができる。

但し、原則として、メーキャップの対象としたい例会、委員会は前月と当月、翌月とし、規定証明

書を速やかに総務委員長に提出しなければならない。

- | | |
|---|------|
| (1) 日本 JC 主催の全国会員大会、各地区大会、各ブロック会大会、その他公式会合。 | 1 回分 |
| (2) J C I 世界会議、各地コンファレンス。 | 1 回分 |
| (3) 他 J C 例会への出席。 | 1 回分 |
| (4) 社団法人半田青年会議所の他委員会事業 | 1 回分 |
| (5) その他、理事会又は理事長が承認した場合。 | 1 回分 |

(総会の書面による表決及び委任)

第6条 定款第 27 条 2. に定める書面による表決及び委任は書面表決・委任申請書をもって理事長にその旨を申請し、理事長の許可後事務局備え付けの書面表決・委任状に署名捺印の上開会の前日までに事務局へ提出する。

第 4 章 室及び委員会

(室の分掌と機能)

第7条 定款第 41 条に定める室は、次の各号のとおりとする。

但し、必要に応じて変更できるものとする。また各室のもとに委員会を設置する。室の活動分掌及び機能は次のとおりとする。

(1) 総務企画室

本会議所運営の企画、財務、広報、渉外、庶務及び会員親睦に関する事項。

- イ) 事業計画、事業報告の作成。
- ロ) 総会、理事会に関する事項。
- ハ) 定款、規則、規定に関する事項。
- ニ) 財務に関する事項。
- ホ) 各種会合の出席記録。
- ヘ) 事務局の管理。
- ト) 各室及び委員会の連絡調整。
- チ) 長期計画の作成。
- リ) その他、長期計画に関する事項。
- ヌ) J C 内外に対する PR 全般。
- ル) J C ニュースの発行。
- ヲ) その他、広報広聴活動に関する事項。
- ワ) J C 内外に対する渉外全般。
- カ) 各種大会手続きに関する事項。
- ヨ) 会員の親睦及び規律の維持並びに啓蒙。
- タ) 慶弔に関する事項。
- レ) その他、会員の交流を深める為の活動。
- ソ) その他、総務に関する事項。

(2) 指導力開発室

会員及び指導力の開発に関する諸問題の研究並びにそれらに関する事業の実施。

- イ) 会員の募集及び訓練に関する事項。
- ロ) 会員の訓練に関する事項。
- ハ) 指導力に関する事項。
- 二) 経営者開発に関する事項。
- ホ) その他、会員及び指導力の開発に関する事項。

(3) 社会開発室

社会開発に関する諸問題の研究並びにそれらに関する事業の実施。

- イ) 地域開発に関する事項。
- ロ) 教育問題に関する事項。
- ハ) 青少年開発に関する事項。
- 二) 政治問題に関する事項。
- ホ) 国家及び国際関係に関する事項。
- ヘ) 交通問題に関する事項。
- ト) その他、社会開発に関する事項。

第8条 前条の他に理事会の議を経て、特別委員会が設置されることもある。

(委員会内特別職務)

第9条 委員長は、委員会機能を十分に発揮させる為に、委員会内において必要と認める役職を置くこともある。

(委員長の職務)

第10条 委員長は委員会を総括する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員長の任務)

第11条 各委員長は、所定の委員会記録を委員会開催後すみやかに理事長に提出しなければならない。

第5章 褒 賞

(褒 賞)

第12条 本会議所の目的達成に著しい功績のあった個人、又は団体に対して、理事会の決定により褒賞を行う。

褒賞の方法については、その都度理事会で決定する。

第6賞 JCニコボックス

(ニコボックス)

第13条 理事会が必要と認めたときは、ニコボックスを設置し、寄付行為を受けることができる。この運営と管理は理事会において決定する。

附 則

2. 本規定に定めるものの他、会員資格に関する必要な事項は理事会において決定する。
3. 本規定は、昭和 54 年 12 月 18 日より実施する。

昭和 5 4 年 1 2 月 1 8 日 実 施

平成 1 1 年 1 0 月 1 2 日 改 正

社団法人半田青年会議所 会員資格規定

第1章 総則

第1条 社団法人半田青年会議所（以下「本会議所」という）の会員資格についての細則は、本規定の定めるところによる。

第2章 正会員の入会

（入会）

第2条 定款第9条の規定する正会員入会希望者は、理事を含む正会員2名以上の推薦状並びに所定の入会申込書（様式1号）、調査表を推薦者が理事長に提出しなければならない。

（書類）

第3条 理事長は、前条の書類の各項を検討し、理事会に提出する。

（入会審査）

第4条 理事会は、前条の書類に基づいて、年1回以上、入会資格審査を行う。

（研修講座）

第5条 理事会において入会資格を有すると認められたものは、正会員入会予定者として所定の研修講座に原則として80%以上出席しなければならない。

（入会手続）

第6条 理事会において、入会が承認された場合は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は直ちにその旨当該入会予定者に通知し、同時に入会金、会費を請求する。
- (2) 前号の通知を受けたものは、30日以内に入会金、会費を納入しなければならない。
- (3) 入会金、会費が納入されたのち、その直後の総会、例会において、入会認定書が理事長より伝達されて入会が確定する。

（推薦者の責任）

第7条 推薦者は、本会議所の正会員にふさわしい品格を有する青年を責任をもって推薦するものとする。

第3章 正会員の入会金及び会費の納入

(入会金及び会費)

第8条 定款第10条に基づき、会員は、入会に際し入会金を、また会費は、毎年1月末日までに納入しなければならない。ただし、正会員の会費は毎年1月末日までに2分の1及び7月末日までに2分の1の2回に分割して納入することもできる。

入会金 正会員 金 50,000円

会費 正会員 金 130,000円

(7月以降入会の者は入会年度に限り会費を半額とする。)

特別会員 金 30,000円(終身会費)

第4章 正会員の休会

(休会)

第9条 正会員は、次の事項に該当する場合、理事会に書面をもって申請し、理事会の承認を得て休会することができる。

(1) 疾病により、6ヶ月以上に渡って療養を必要とするとき。

(2) 6ヶ月以上に渡り住居地を離れるとき。

(3) その他、継続して出席できない極めて重大な事由が生じたとき。

2. 理事会は、当該年度内の期限に限り、休会の承認をすることができる。

3. 休会を認められた正会員は、出席義務を免除されるが、休会期間中においても会費の免除又は軽減を受けない。

第5章 特別会員

(特別会員)

第10条 定款第6条に定める年齢制限を越えた正会員は、特別の意志表示がない限り、当該年度末をもって自動的に特別会員となる。

特別会員は、総会における表決権を有しない。

第6章 特別会員の会費の納入

(会費)

第11条 定款10条に基づき、特別会員は、入会に際し会費を前条の翌年1月末日までに納入しなければならない。

特別会員 金 30,000円(終身会費)

第7章 賛助会員の入会

(入会)

第12条 賛助会員入会希望者は、理事を含む正会員2名以上の推薦並びに所定の入会申込書(様式1-2号または様式1-3号)、調査表を推薦者が理事長に提出しなければならない。

(書類)

第13条 理事長は、前条の書類の各項を検討し、理事会に提出する。

(入会審査)

第14条 理事会は、前条の書類に基づいて、年1回以上、入会資格審査を行う。

(研修講座)

第15条 賛助会員の入会に関しては所定の研修講座の受講は原則としてないものとする。

(入会手続)

第16条 理事会において、入会が承認された場合は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は直ちにその旨当該入会予定者に通知し、同時に会費を請求する。
- (2) 前号の通知を受けたものは、30日以内に会費を納入しなければならない。
- (3) 会費が納入されたのち、その直後の総会、例会において、入会認定書が理事長より伝達されて入会が確定する。

(推薦者の責任)

第17条 推薦者は、本会議所の賛助会員にふさわしい個人または団体を責任をもって推薦するものとする。

第8章 賛助会員の会費の納入

(会費)

第18条 定款第10条に基づき、賛助会員は、入会に際し年会費を毎年1月末日までに一括にて納入しなければならない。ただし、入会年度の年会費納入は入会承認の通知を受けてから30日以内とする。

賛助会員(個人会員) 金 3,000円 (年会費)

賛助会員(団体会員) 一口 金 10,000円 (年会費)

(賛助会員(団体会員)は年会費として一口10,000円、一口以上とする。)

附 則

1. 本規定に定めるものの他、本会議所運営に関する必要な事項は、理事会において決定する。
2. 本規定は、昭和54年12月18日より実施する。
3. 本規定は、平成 年 月 日より実施する。

社団法人半田青年会議所 役員選任規定

第1章 総則

第1条 社団法人半田青年会議所定款（以下「定款」という）第16条による次年度役員を選任方法は、本規定に定めるところによる。

第2章 選挙管理委員会

（設置）

第2条 次の各号に定める役員並びに役員を正会員の中から選挙により選出する為に、必要な選挙の管理及び執行の機関として、選挙管理委員会を設置する。

- (1) 次年度理事長
- (2) 次年度理事のうち5名
- (3) 次年度理事長選考委員のうち5名（以下選考委員会と称する。）

（構成）

第3条 選挙管理委員会の定員は5名とする。

2. 選挙管理委員会の委員は、互選により委員長を定め、委員長事故ある場合にこれを代行するものを定めておかなければならない。
3. 委員長は、選挙管理委員会の会務を総括し、第2条の選挙の管理及び執行の責任を有する。
4. 委員の任期は、6ヶ月とする。

（委員の選出）

第4条 理事長は、正会員の中から委員を指名し、毎年5月31日までに、理事会の承認を得なければならない。

2. 委員に欠員が生じた時は、その補欠は前項に準じて理事長がこれを指名する。

第3章 選挙権

（選挙権）

第5条 選挙の行なわれる当該年度の5月31日現在の正会員は、理事長、理事及び選考委員会委員の選挙権を有する。ただし、会費の納入を遅滞している者はこれを除く。

2. 選挙管理委員会は、正会員の資格を調査の上、選挙人名簿を作成し、6月15日までに、会員の縦覧に供しなければならない。
3. 有権者名簿および被選挙権者名簿に脱漏、又は誤載がある場合は、当該有権者において縦覧期間内に理由を記載した文書をもって、選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。
4. 異議申し出があった場合、委員会は、速やかに調査し、異議を認めた場合、有権者名簿および被選挙権者名簿への追加、あるいは更正を異議申し出日より5日以内にこれをなし、かつ遅滞なくその

決定を告知しなければならない。但し、縦覧期間経過後の異議申し出は認めない。

第4章 理事長選挙

(資格)

第6条 次の各号のすべてに該当する正会員は、次年度理事長候補者となることができる。

- (1) 当該年度の5月31日現在、本会議所に満3ヶ年以上連続して在籍しているもの。
- (2) 本会議所の理事を満1ヶ年以上経験したもの。
- (3) 本年をもって会員の資格を喪失しないもの。
- (4) 会費の納入が遅滞していないもの。

(立候補)

第7条 次年度理事長に立候補するものは、選挙管理委員会の定める期間に正会員3名以上の推薦書と所定の立候補届出書(様式2号)を提出しなければならない。ただし、候補者が選挙管理委員会委員の場合は速やかに委員を辞任しなければならない。

(推薦候補)

第8条 次年度理事長候補者に推薦したいものは、正会員10名の推薦書(様式3号)と所定の推薦候補者届出書(様式4号)を選挙管理委員会に提出しなければならない。ただし、候補者が選挙管理委員会委員の場合は前条に準ずる。

(通知)

第9条 選挙管理委員会は候補者の意志を確認し、資格審査の上確定し、速やかに理事会及び正会員に通知しなければならない。

(選挙運動期間)

第10条 候補者に関する選挙運動期間は、7日間とし、その日程は、選挙管理委員会で決定する。又、期間外の運動は一切これを行なってはならない。

(印刷物等)

第11条 選挙運動に使用できる印刷物等は、選挙管理委員会が指定する。

(立合演説会)

第12条 候補者は、所信演説会及び有権者との意見交換ができるものとし、その日時、場所、方法等については選挙管理委員会が指定する。

(運動の心得)

第13条 候補者並びにこれを支持する会員は、本会議所の目的、綱領にのっとり、名誉を重んじ、節度ある選挙運動に努め、この規定に定められた選挙運動以外の行為は一切これを行なってはならない。

(投票)

第14条 投票は、有権者1名につき1票とし、所定の用紙（様式5号）を用い、無記名にて行なう。

（開票）

第15条 開票は、選挙管理委員会及び監事立合の上、これを行なわなければならない。

（当選者）

第16条 候補者の有効投票の最高得票者を、理事長当選者とする。ただし、最高得票者が複数の場合は監事立合の上、選挙管理委員会委員長の抽選によりこれを決定する。

第5章 信任投票

（信任投票）

第17条 候補者が1名であるときは、信任投票を行なう。信任投票で有効投票の過半数の信任を得た場合、その候補者を理事長当選者とする。

2. 前項の場合、第12条の規定に準ずる。

第6章 通知

（通知）

第18条 理事長当選者が確定したとき、選挙管理委員会は遅滞なく、その結果を理事会に通知しなければならない。

第7章 選考委員会

（設置）

第19条 次年度理事長候補者がいない場合及び第17条に定められた信任投票で候補者が過半数の信任が得られなかった場合は、選考委員会を設置し、次年度理事長を選出する。

2. 選考委員会は、毎年6月30日までに設け、その任期は2ヶ月とする。

（委員の資格）

第20条 次の各項のいずれかに該当する会費納入の遅滞していない正会員は、選考委員会の委員となることができる。

- (1) 当該年度の5月31日現在、本会議所に満3ヶ年以上連続して在籍しているもの。
- (2) 本会議所の理事を満1ヶ年以上経験したもの。

（構成）

第21条 選考委員会の委員は次の各号のとおりとする。

- (1) 理事会の指名した正会員の3名又は4名。
 - (2) 正会員の直接選挙により選出された正会員5名
 - (3) 当該年度理事長及び理事長経験のある正会員全員
2. 選考委員は、その構成が決定しだい委員会を開催し、互選により委員長及び委員長代行者を定める。

3. 委員長は選考委員会の会務を総括し、第19条第1項の選出及び執行の責任を有する。
4. 当該年度において監事の職に在る者は、選考委員となることが出来ない。

(委員の選出)

第22条 前条第1項第2号の委員の選挙は、選挙管理委員会の管理により次の各号のとおり行なう。

- (1) 投票は有権者1名につき1票とし、所定の用紙(様式6号)を用い単記、無記名にて行なう。
- (2) 開票は、選挙管理委員会及び監事立合いの上、これを行なわなければならない。
- (3) 得票多数の上位者をもって当選者とし、同数得票者があって順位が定まらない場合は、選挙管理委員会及び監事立合いの上、当該得票者の当選順位を委員長が抽選により決定する。

(委員会)

第23条 選考委員会は、その構成が決定した翌日より10日以内に委員会を開催しなければならない。

(選出)

第24条 選考委員会は、第6条の規定を準用して、委員全員の合議により、すみやかに次年度理事長を選出する。ただし、同数の場合は委員長がこれを決する。

(承認)

第25条 選考委員会は、前条により次年度理事長を選出し、その氏名と選任理由は理事会および総会において承認されなければならない。

第8章 理事の選出

(選出)

第26条 次年度理事のうち5名については、正会員の選挙により選出し、その他の理事については、次年度理事長が正会員の中から指名により選出する。

2. 前項の理事の選挙は投票により行なう。

(資格)

第27条 選挙の行なわれる当該年度の5月31日現在の正会員は、理事の被選挙権を有する。ただし、次の各号の1つに該当する者は除く。

- (1) 当該年度を含む過去3ヶ年連続して本会議所の役員の地位にあるもの。
- (1) 次年度理事長に選出されたもの。
- (2) 本年をもって会員の資格を喪失するもの。
- (3) 会費の納入を遅滞しているもの。

(被選挙人名簿の縦覧)

第28条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の5日前までに到達するよう、有権者に交付若くは送付しなければならない。

(投票及び開票)

第29条 投票は、有権者1名につき1票とし、所定の用紙(様式7号)を用い、5名連記、無記名にて行なう。

2. 開票は、選挙管理委員会及び監事立合いの上、これを行なわなければならない。
3. 得票多数の上位者をもって、理事当選者とし、同数得票者がある場合は選挙管理委員会及び監事立合いの上、得票者の当選順位を抽選により決定する。

(通知)

第30条 選挙管理委員会は、当選者が確定したとき、遅滞なく当選者の氏名を理事会に通知しなければならない。

(指名理事の選出)

第31条 第26条に規定された指名による理事の選出は、選挙による理事の選出後、直ちに行なわなければならない。

第9章 副理事長の選出

(選出)

第32条 次年度理事長は、選挙及び指名により選出された理事会員の中から次年度副理事長5名以内を指名により選出する。

第10章 専務理事の選出

(選出)

第33条 次年度理事長は、選挙及び指名により選出された理事会員の中から次年度専務理事を1名、指名により選出する。

第11章 監事の選出

(選出)

第34条 理事長は、8月定例理事会開催までに、次年度監事2名以内を、次年度理事以外の正会員の中から指名により選出し、理事会に通知しなければならない。

第12章 通知、報告、承認

(通知、報告、承認)

第35条 理事長は、本規定の定めるところによって選出された次年度役員の名を速やかに全会員に通知しなければならない。

2. 理事長は、次年度役員決定後、最初に開催される総会において、役員選出に関する経過の概要を報

告し、承認を得なければならない。

第13章 役員の補充選任

(補充選任)

第36条 本規定によって選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときは、理事長が正会員の中から指名により選出し補充する。

2. 理事長は、役員の補充選任が行なわれた後の総会において、役員の選任に関する経過の概要を報告し、承認を得なければならない。

第14章 細則

第37条 選挙管理委員会は委員会の事務処理ならびに運営に関し、その運営規定を制定、補充、変更の必要であると認めた場合、立案し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 本規定に定めのない事項又は本規定の解釈について疑義を生じた場合は、理事長および監事の意見を尊重して選挙管理委員会がこれを決定する。

附 則

本規定は昭和54年12月18日より施行する。

社団法人半田青年会議所 庶務規定

第1章 総 則

第1条 社団法人半田青年会議所（以下「本会議所」という）の庶務は、本規定の定めるところによる。

第2章 会員預託金制度

（預託金）

第2条 本会議所は、会員預託金（以下「預託金」という）制度を置く。

2. 正会員は、預託金として20,000円以上を預託しなければならない。
3. 預託金は、財務担当理事が管理する。
4. 預託金振替徴収の依頼は、理事会開催日の前日までに財務担当理事に対し行わなければならない。但し、やむ得ない事由があると認める場合はこの限りではない。
5. 理事会開催日の翌日から起算し7日後において預託金が20,000円未満の正会員については振替徴収をしない。但し、やむ得ない事由がある場合はこの限りではない。
6. 預託金から生じた受入利息は、本会議の収入とする。
7. 預託金は理事会の承認を得て、諸会費及び全員分担金等を振替徴収することができる。
8. 預託者は、預託金明細簿をいつでも事務局にて閲覧することができる。
9. 預託者が会員資格を喪失したときは、預託者の残額を返還しなければならない。

第3章 事務局

（事務局員の勤務）

第3条 事務局員の勤務時間は、原則として午前9時30分より午後3時30分までとし、その間1時間の休憩時間を与える。ただし、例会及びその他重要な諸会合のある場合はこの限りではない。

2. 所定の場所で、自ら出勤簿に所定の事項を記録すること。
3. 欠勤、遅刻及び早退。
 - (1) 始業時に遅刻したときは、その旨を事務局を担当する委員長に届出ること。交通事故、又は不可抗力で遅刻した場合は、遅刻の取扱いをしないことがある。
 - (2) 病気、その他やむを得ぬ事由により欠勤する場合はその旨を事務局を担当する委員長に届出ること。病気欠勤が1週間以上にわたる場合は医師の診断書を提出すること。
 - (3) 早退は、1号に準ずる。
4. 休日については、日曜日、土曜日、国民の祝祭日及び理事会で定める日とする。ただし、事務局を担当する委員長が休日出勤を認めた場合はこの限りではない。

（事務局の業務）

第4条 定款第43条に定めるもののほか、事業年度内に次の分類に従い、文書を保存しなければならない。

- (1) 総会、理事会、例会、委員会の議事録及び定款に定める書類の整理保管。

- (2) J C I、社団法人日本青年会議所、東海地区協議会及び愛知ブロック協議会に関する書類。
 - (3) 会員登録表の保管。
 - (4) 事務局日誌
 - (5) 社団法人日本青年会議所、J C ニュース及び会報。
 - (6) 社団法人半田青年会議所機関誌。
 - (7) 受、発信簿。
 - (8) 会計諸帳簿。
 - (9) その他、社団法人半田青年会議所に関する書類。
2. 事務局は、備品台帳を整理し、貸出し、回収、廃品等の記録を行ない、備品を完全に管理し、廃棄にあたっては、理事会の承認を受けなければならない。
3. 外部より受信した書類は、事務局において保存する。

第4章 会計・経理

(会計区分)

第5条 本会議所は、規則の定めるところにより、特別会計及び基金会計を置く。

- (1) 特別会計：一般会計で処理するには不相当と認められる大規模もしくは特殊な事業に関する事業別の収支の経理。
- (2) 基金会計：基金となるべき収支により取得した財産の管理運用の経理。

(帳簿)

第6条 会計に用いる帳票は次のものとする。

- (1) 主要帳 簿総勘定元帳。
 - (2) 補助簿 金銭出納帳、銀行勘定帳、会費明細簿、備品台帳、預託金明細簿。
 - (3) 予算書類 収支予算書。
 - (4) 決算書類 貸借対照表、収支計算書、財産目録、剰余金処分計算書、正味財産増減計算書、附属明細書。
2. 会計帳簿は、次の区分に従い保存するものとする。
- (1) 決算書類は永久保存。
 - (2) その他の書類は、締切後5ヶ年間保存。

第5章 慶弔慰金

(慶弔慰金)

第7条 会員並びに家族の冠婚葬祭、その他慶弔見舞は次の各号により贈与する。

- (1) 結婚祝金 正会員が結婚したとき10,000円(但し、初婚のみ)
- (2) 香典

第1条 会員の死亡10,000円及び生花一对

第2条 正会員の配偶者並びに一親等の死亡(生花一对又は相応の金額)

- (1) 見舞金正会員の傷病災害のうち、入院加療が2週間を越えるとき5,000円
2. 会員は、本規定に該当する事項が発生したときは、直接、もしくは他の会員を通じて遅滞なく事務局へ届出ること。
 3. この規定に定められていない事例が生じたときは、理事長が決定し、理事会に報告する。

第6章 細則

第8条 本規定に定めるもののほか、本会議所の庶務に関する事項は、理事会においてこれを決定する。

附 則

昭和54年12月12日 施行

平成11年10月12日 改正

平成20年12月17日 改正

社団法人半田青年会議所 積立金運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、社団法人半田青年会議所「以下(本会議所)という」における緊急かつ将来の多額の支出に備えるために、半田青年会議所積立金「以下(本積立金)」の管理運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

(財源)

第2条 本積立金は、次の各号に定める財源をもって構成する。

- (1) 一般会計からの繰入金とし原則1事業年度につき総予算額(事業収入は除く)の1%以上とする
- (2) 終身会費・その他臨時収入
- (3) 本積立金への寄付を目的とした寄付金
- (4) 本積立金の運用益

(安全性の原則)

第3条 本積立金の運用にあたっては、常に安全性を考慮し、投機的な運用を行ってはならない。

(支出の原則)

第4条 本積立金は原則として次の各号に定めるものについて、支出することができる。

但し、(1)~(3)号における余剰金は1事業年度末期において全額繰り戻すこととする。

- (1) 事務局整備準備金
- (2) 緊急援助支援金
- (3) OB会員サービス費
- (4) その他目的積立金

第2章 管理・運用

(総括責任者)

第5条 本積立金の管理責任者は、社団法人半田青年会議所理事長(以下「理事長」という)がこれにあたる。

(経理責任者)

第6条 理事長は、本積立金の管理業務を代行する経理責任者を置くことができる。

(積立金の運用)

第7条 本積立金の運用は、本会議所理事会の決議を経て、総会の承認をもって運用する。

2. 本積立金より生じた利得については経常費として使用することを妨げない。
3. 積立金の運用期間は2会計年度以上に及ぶことを妨げない。

(積立金の支出)

第8条 理事長は、本積立金の支出につき、経理責任者より答申または上申を受けたときは理事会の決議を経て、総会の承認をもって支出することができる。

(監査)

第9条 理事長は、本積立金の管理につき定款第48条により、監事より監査を受けなければならない。

第3章 会 計

(会計の名称)

第10条 本積立金に関する名称を、半田青年会議所積立金とする。

(会計年度)

第11条 本積立金の会計年度は、定款第44条の事業年度に準ずる。

第4章 雑 則

(その他積立金の設置)

第12条 本積立金のほか必要とされる目的積立金項目は、総会の承認をもって設置することができる。

(細則の制定)

第13条 本規則に定めるもののほか、本会議所の積立金運営に関する必要な事項は、理事会においてこれを決定する。

(補則)

第14条 本積立金の処理に関して、本規則に定めのない事項については、社団法人半田青年会議所定款及び諸規定に準ずる。

附 則

本規則は、平成11年10月12日より施行する。

社団法人半田青年会議所 基金運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第55条に基づき、社団法人半田青年会議所基金（以下「本基金」という）に関する基準を定め、社団法人半田青年会議所（以下「本会議所」という）の恒久的運営の財政基盤を確立することを目的とする。

(財源)

第2条 本基金は、次の各号に定める財源をもって構成する。

- (1) 一般会計からの繰入金（原則として本会議所への入会金）
- (2) 本基金への寄付を目的とした寄付金
- (3) 本基金の運用収益

(安全性の原則)

第3条 本基金の運用にあたっては、常に安全性を考慮し、投機的な運用を行ってはならない。

(支出の原則)

第4条 本基金は社団法人半田青年会議所定款第4条(1)号～(5)号に該当するものに支出することができる。

2. 本基金の支出の限度額は、その運用収益の範囲内とする。ただし次の各号に該当する場合は、基本総額の10分の1を限度として支出することができる。

- (1) 本会議所の5年および10年毎の創立周年記念事業
- (2) その他、特に重要な事項

(総括責任者)

第5条 本基金の管理責任者は、社団法人半田青年会議所理事長（以下「理事長」という）がこれにあたる。

(経理責任者)

第6条 理事長は、本基金の管理業務を代行する経理責任者を置くことができる。

第2章 管理・運用

(基金の管理)

第7条 理事長は本基金の管理につき、管理業務を代行する経理責任者より答申または上申を受けたときは、直ちにその答申または上申に従い本基金を管理するものとする。

(基金の運用)

第8条 本基金の運用については、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

2. 本基金から生じた利得については経常費として使用することを妨げない。
3. 本基金の運用期間は2会計年度以上に及ぶことを妨げない。

(基金の支出)

第9条 理事長は、本基金の支出について、理事会の決議を経て総会の承認をもって支出することができる。

(監査)

第10条 理事長は、本基金の管理につき定款第48条により、監事より監査を受けなければならない。

第3章 会計

(会計の名称)

第11条 本基金に関する名称を、半田青年会議所基金とする。

(会計年度)

第12条 本基金の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第4章 雑則

(細則の制定)

第13条 本規則に定めるものの他、本会議所基金運営に関する必要な事項は、理事会において決定する。

(補則)

第14条 本基金の処理に関して、本規則に定めのない事項については、社団法人半田青年会議所定款及び諸規定に準ずる。

附則

本規則は、平成11年10月12日から施行する。

各種積立金における申し合わせ事項

【事務局整備準備金】

(目的) 社団法人半田青年会議所における事務局の維持管理かつ円滑な事務局運営を行うため

(財源) 積立金より繰入(但し、1事業年度期末におけるの余剰金は積立金へ繰り戻す。)

(支出の原則) 事務局運営上、緊急かつ将来に予想される事務局の維持管理への支出とし、本準備金の支出は、本理事会の承認をもって支出する。原則としてパソコン・事務機・コピー複写機・クーラーなどの大型備品(10万円以上)への支出とする。

【緊急援助支援金】

(目的) 災害等の緊急的援助金および予定外緊急支援活動事業への対応を図るため

(財源) 積立金より繰入(但し、1事業年度期末におけるの余剰金は積立金へ繰り戻す。)

(支出の原則) 社団法人半田青年会議所における災害等への緊急援助金および緊急支援活動への支出とし、本支援金の支出は、本理事会の承認をもって支出する。

【OB会員サービス費】

(目的) 半田青年会議所特別会員への情報サービス等への対応を図るため。

(財源) 積立金より繰入(但し、1事業年度期末におけるの余剰金は積立金へ繰り戻す。)

(支出の原則) 半田青年会議所特別会員への情報発信等における費用への支出とし、本費用の支出は、本理事会の承認をもって支出する。

但し、予算承認と収支決算報告承認とする。原則として、広報誌の発行増刷印刷費用・会員手帳の発行増刷印刷補助費用・訃報連絡・その他、必要とする文書発送費用等。

【青少年事業積立金】

(目的) 次世代を担う青少年への育成事業および青少年に関する事項への支援を目的とする。

(財源) 青少年関連事業の1事業年度期末におけるの余剰金

(支出の原則) 社団法人半田青年会議所における青少年育成支援金として支出し、本積立金より生じた利得については経常費として使用することを妨げない。

(施行) 1999年12月21日より施行

**2002年度
社団法人半田青年会議所
ペナルティ規定**

1. 総会・例会に欠席をした正会員にペナルティを与える。

欠席の正会員 反則金 金1,000円

ただし、以下の場合はペナルティを免除する。

- (1) 総会・例会の開始時間までに欠席届または公欠席届を事務局へ書面にて提出があった場合。
(持参・郵送・FAX・Eメールに限る)
- (2) 半田青年会議所運営規定第5条にもとづき、メーカー証明書を総務担当委員長に提出があった場合。(翌月末日までに提出の場合に限る)

その他、反則金は預託金より徴収し、本会計の雑収入に繰り入れる。

参考資料

過去のペナルティ規定

1. 総会・例会・出欠席無返信の正会員にペナルティを与える。

無返信の正会員	反則金	金 1,000円
返信方法	持参・郵送・FAX・メールにかぎる。	
返信期日	案内の指定日	

その他 反則金は、預託金より徴収し本会計の雑収入に繰り入れる。